

(10) 介護保険関係指導・監査結果報告について（通知案）

（案）

老 指 発 第 号  
平成13年 月 日

都道府県  
指定都市  
各 中核市 介護保険関係指導監査担当課長 殿  
保健所設置市  
特別区

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長

介護保険法第197条及び地方自治法第245条の4の規定に基づ  
く市町村（保険者）及び介護保険施設等に対する指導・監査結果の  
報告について

平成12年度から介護保険法が施行され、その制度の円滑かつ適正な実施を図るため、各都道府県等において市町村（保険者）及び介護保険施設等に対する指導・監査を実施しているところであるが、その指導・監査結果を把握し、今後の指導における基礎資料としたいので毎年度の指導・監査の実施結果を、市町村（保険者）の指導結果については別紙様式1により、また、介護保険施設等の指導・監査結果については別紙様式2によりとりまとめの上、翌年度の6月末日までに本職あて提出願いたい。

別紙様式 1

平成〇〇年度介護保険市町村（保険者）に対する指導の状況

都道府県名	
-------	--

1 市町村（保険者）指導の状況

保 険 者 別	対 象 数 (A)	計 画 数	実 施 数 (B)	実 施 率 (B÷A×100)
市・特別区				%
町				%
村				%
広域連合等				%
計				%

(注) 1 広域連合等とは、広域に介護保険事業を運営する広域連合及び一部事務組合をいう。

2 実施率については、小数点以下第2位を四捨五入して記入すること。

指導担当部局課（室）名	
-------------	--

2 指導結果の事項別是正改善指導状況

是 正 改 善 指 導 事 項	是 正 改 善 指 導 保 険 者 数					指 摘 率 (%)
	市 ・ 区	町	村	広域 連合 等	計	
1 体制等の整備	( )	( )	( )	( )	( )	( )
(1) 介護保険事務の実施体制						
(2) 諸規程の整備						
2 被保険者の資格管理に関する事務	( )	( )	( )	( )	( )	( )
(1) 被保険者の資格管理						
(2) 住所地特例の管理						
(3) 被保険者証の交付更新等						
(4) 被保険者台帳の管理						
3 要介護認定、要支援認定に関する事務	( )	( )	( )	( )	( )	( )
(1) 要介護（要支援）認定等に関する事務						
(2) 職権による要介護区分変更及び取消						
(3) 住所移転者に係る要介護（要支援）認定						
4 介護認定審査会の設置等						
5 保険給付	( )	( )	( )	( )	( )	( )
(1) 受給者の記録管理	—	—	—	—	—	—
ア 受給者台帳の管理						
イ 給付制限等の管理						
ウ 利用者負担額の減免者の管理						

是 正 改 善 指 導 事 項	是 正 改 善 指 導 保 険 者 数					指 摘 率 (%)
	市 ・ 区	町	村	広域 連 合 等	計	
エ 国保連合会への情報提供						
(2) 給付実績の記録管理等	—	—	—	—	—	—
ア 居宅介護（支援）サービス計画管理						
イ 介護・予防給付の実績管理						
ウ 償還払いの給付管理						
エ 高額介護（居宅支援）サービス費の支給						
オ 短期入所の利用限度日数の特例措置						
カ 特別給付						
キ 他の法令による給付との調整						
ク 損害賠償請求及び不正利得の徴収等						
6 保健福祉事業						
7 市町村介護保険事業計画						
8 保険財政関係	( )	( )	( )	( )	( )	( )
(1) 会計処理						
(2) 国庫支出金等						
9 保険料	( )	( )	( )	( )	( )	( )
(1) 保険料算定						
(2) 徴収方法						
(3) 減免、徴収猶予						

是 正 改 善 指 導 事 項	是 正 改 善 指 導 保 険 者 数					指 摘 率 (%)
	市 ・ 区	町	村	広域 連 合 等	計	
(4) 滞納						
(5) 過誤納						
10 苦情の処理						
11 広報等						
(都道府県において設定した事項)						

- (注) 1 都道府県において、別に設定した事項がある場合には、「是正改善指導事項」の欄に（都道府県において設定した事項）として記入すること。
- 2 「是正改善指導保険者数」欄の（ ）の中には、各事項の合計数ではなく、市町村等の実数を記入すること。
- 3 指摘率については、是正改善指導保険者数欄の計を実地指導を行った市町村（保険者）数で割り、小数点以下第2位を四捨五入して記入すること。

3 指導の実施時期

実施年月日	市町村（保険者）名

実施年月日	市町村（保険者）名

(注) 実施年月日順に記載すること。

## 平成〇〇年度介護保険施設等に対する指導及び監査の実施状況

都道府県等名

## 1 介護保険施設等に対する指導の実施状況

介護保険施設等の区分	対象数 (箇所)	実地指導			書面指導		
		計画数 (箇所)	実施数 (箇所)	実施率 (%)	計画数 (箇所)	実施数 (箇所)	実施率 (%)
1. 指定訪問介護事業							
2. 指定訪問入浴介護事業							
3. 指定訪問看護事業							
4. 指定訪問リハビリテーション事業							
5. 指定居宅療養管理指導事業							
6. 指定通所介護事業							
7. 指定通所リハビリテーション事業							
8. 指定短期入所生活介護事業							
9. 指定短期入所療養介護事業							
10. 指定痴呆対応型共同生活介護事業							
11. 指定特定施設入所者生活介護事業							
12. 指定福祉用具貸与事業							
13. 指定居宅介護支援事業							
14. 指定介護老人福祉施設							
15. 介護老人保健施設							
16. 指定介護療養型医療施設							

指導担当部局課（室）名

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

1. 指定訪問介護事業

是正改善指導事項	是正改善指導事業所数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準	( )	( )
1 訪問介護員等の員数		
2 サービス提供責任者		
3 管理者		
第3 設備に関する基準		
第4 運営に関する基準	( )	( )
1 内容及び手続の説明及び同意		
2 提供拒否の禁止		
3 サービス提供困難時の対応		
4 受給資格等の確認		
5 要介護認定等の申請に係る援助		
6 心身の状況等の把握		
7 居宅介護支援事業者等との連携		
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助		
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		
10 居宅サービス計画等の変更の援助		
11 身分を証する書類の携行		
12 サービスの提供の記録		
13 利用料等の受領		
14 保険給付の請求のための証明書の交付		
15 指定訪問介護の基本取扱方針		
16 指定訪問介護の具体的取扱方針		
17 訪問介護計画の作成		
18 同居家族に対するサービス提供の禁止		
19 利用者に関する市町村への通知		
20 緊急時等の対応		
21 管理者及びサービス提供責任者の責務		
22 運営規程		
23 勤務体制の確保等		
24 衛生管理等		
25 掲示		
26 秘密保持等		
27 広告		
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		
29 苦情処理		
30 事故発生時の対応		
31 会計の区分		
32 記録の整備		
第5 変更の届出等		
第6 介護給付費の算定及び取扱い	( )	( )
1 基本的事項		



2 所要時間の取扱い		
3 身体介護中心型の算定		
4 家事援助中心型の算定		
5 複合型の算定		
6 家事援助の比重が高まる場合の取扱い		
7 3級ヘルパーによる訪問介護の取扱い		
8 2人の訪問介護員等による訪問介護費の算定		
9 早朝・夜間・深夜加算		
10 特別地域訪問介護加算		
11 サービス種類相互の算定関係		

(注)「是正改善指導事業所数」欄の( )には、各事項の合計数ではなく、事業所の実数を記入すること。

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

2. 指定訪問入浴介護事業

是正改善指導事項	是正改善指導事業所数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準	( )	( )
1 従業者の員数		
2 管理者		
第3 設備に関する基準		
第4 運営に関する基準	( )	( )
1 内容及び手続きの説明及び同意		
2 提供拒否の禁止		
3 サービス提供困難時の対応		
4 受給資格等の確認		
5 要介護認定等の申請に係る援助		
6 心身の状況等の把握		
7 居宅介護支援事業者等との連携		
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助		
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		
10 居宅サービス計画等の変更の援助		
11 身分を証する書類の携行		
12 サービスの提供の記録		
13 利用料等の受領		
14 保険給付の請求のための証明書の交付		
15 指定訪問入浴介護の基本取扱方針		
16 指定訪問入浴介護の具体的取扱方針		
17 利用者に関する市町村への通知		
18 緊急時等の対応		
19 管理者の責務		
20 運営規程		
21 勤務体制の確保等		
22 衛生管理等		
23 掲示		
24 秘密保持等		
25 広告		
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		
27 苦情処理		
28 事故発生時の対応		
29 会計の区分		
30 記録の整備		
第5 変更の届出等		
第6 介護給付費の算定等	( )	( )
1 基本的事項		
2 基準額の算定		
3 身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合の算定		
4 清拭又は部分浴の場合の算定		

5 特別地域訪問入浴介護加算		
6 サービス種類相互の算定関係		

(注)「是正改善指導事業所数」欄の( )には、各事項の合計数ではなく、事業所の実数を記入すること。

2 介護保険施設等指導結果の事項別是正改善指導状況

3. 指定訪問看護事業

是正改善指導事項	是正改善指導事業所数	
	実地指導	書面指導
第1 基本方針		
第2 人員に関する基準	( )	( )
1 看護婦等の員数		
2 管理者		
第3 設備に関する基準		
第4 運営に関する基準	( )	( )
1 内容及び手続の説明及び同意		
2 提供拒否の禁止		
3 サービス提供困難時の対応		
4 受給資格等の確認		
5 要介護認定等の申請に係る援助		
6 心身の状況等の把握		
7 居宅介護支援事業者等との連携		
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助		
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供		
10 居宅サービス計画等の変更の援助		
11 身分を証する書類の携行		
12 サービスの提供の記録		
13 健康手帳への記載		
14 利用料等の受領		
15 保険給付の請求のための証明書の交付		
16 指定訪問看護の基本取扱方針		
17 指定訪問看護の具体的取扱方針		
18 主治の医師との関係		
19 訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成		
20 同居家族に対する訪問看護の禁止		
21 利用者に関する市町村への通知		
22 緊急時等の対応		
23 管理者の責務		
24 運営規程		
25 勤務体制の確保等		
26 衛生管理等		
27 掲 示		
28 秘密保持等		
29 広告		
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		
31 苦情処理		
32 事故発生時の対応		
33 会計の区分		
34 記録の整備		
第5 変更の届出等		
第6 介護給付費の算定及び取扱い	( )	( )

1 基本的事項		
2 訪問看護費の算定		
3 早朝・夜間・深夜訪問看護加算		
4 特別地域訪問看護加算		
5 緊急時訪問看護加算		
6 特別管理加算		
7 ターミナルケア加算		
8 主治の医師の特別な指示があった場合の取り扱い		
9 サービス種類相互の算定関係		

(注)「是正改善指導事業所数」欄の( )には、各事項の合計数ではなく、事業所の実数を記入すること。